

令和6年度第6回山口県瀬戸内海
海区漁業調整委員会議事録

令和7年2月17日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和6年度第6回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和7年2月17日（月） 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を 令和7年2月7日（金）
発した日

5 通知した議題

(1) 議 題

- 第1号議案 いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業の操業調整について（委員会指示更新）
- 第2号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）
- 第3号議案 さわら、たい、まながつお流刺し網漁業の操業制限について（委員会指示）
- 第4号議案 大島水道における小型機船底びき網（手操第二種餌びき網）漁業許可の条件及び有効期間について（協議）

(2) 報告事項

- ア 令和6年度山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会の結果について

6 出席者

（委員：13名）

森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本 信正、大谷 誠、松浦 栄一郎、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則、由良 弘次

（県及び事務局）

水産振興課

漁業調整取締班

主査 吉中 強

技師 大谷 拓也

下関水産振興局 水産課水産班

主査 神尾 豊

岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班

主査 土井 健一

山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班

主査 田中 全

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局

事務局長 向井 秀

書記 枝廣 直樹

書記 中元 佑香

7 傍聞人 出席者なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業の操業調整について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することを決定した。

第2号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することを決定した。

第3号議案 さわら、たい、まながつお流刺し網漁業の操業制限について（委員会指示）

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を発出することを決定した。

第4号議案 大島水道における小型機船底びき網（手操第二種餌びき網）漁業許可の条件及び有効期間について（協議）

【審議結果】

原案のとおりで適当である旨回答することを決定した。

(2) 報告事項

ア 令和6年度山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会の結果について
事務局から報告を受けた。

9 審議の概要

向井事務局長 本日出席予定の田中委員がまだ見えられてないようですが、定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第6回山口県瀬戸内海会議調整委員会を開催いたします。

本日は、委員定数15名のうち13名の委員にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

開会にあたりまして、森友会長からご挨拶をいただければと存じます。

森友会長 皆様、こんにちは。令和6年度第6回の委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。

さて、本県の漁業者は、長年、愛媛県の密漁船によって大きな被害を受けておりますが、先日、松山海上保安部が潜水器密漁船一隻を検挙したとの知らせがありました。

取締活動に従事された行政の皆さんには感謝したいと思いますが、愛媛県の密漁船は複数いるため、今回の検挙で一件落着にはならない

と考えています。一日でも早く違反が撲滅されるよう、引き続き、力を尽くしていただきたいと思います。

この件については、後程詳しく報告があるようですので、よろしくお願いします。

本日は、議題が4件、報告事項が1件となっています。

委員の皆様のご慎重審議をお願いして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いします。

向井事務局長 ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、以降の進行は森友会長にお願い致します。

森友会長 それでは議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、竹本委員と内藤委員にお願いします。
それでは第1号議案「いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業の操業調整について」事務局から説明をお願いします。

枝廣書記 はい、事務局の枝廣です。座って説明させていただきます。
資料1ページでご説明させていただこうと思います。
まず、1番の概要ですけれども、瀬戸内海の沿岸各地では、4月から6月にかけて、芝ですとか古網を入れたいかごを海底に仕掛けてまして、産卵に来たこういか等のいかを漁獲するいか巣網漁業が営まれています。
いか巣網漁業は、底びきの操業区域にいかごを敷設することによって漁場が競合することから、両者の調整を図るためにいか巣網の操業区域、期間を指定しまして、その区域、期間では底びきの操業を禁止するという委員会指示を毎年発出しております。
この委員会指示の有効期間が今月末で満了しますが、引き続き漁業者の調整を図る必要があります。
内容の変更の要望は各地区からございませんでしたので、現行と同じ内容で委員会指示を更新するというものでございます。
2番にですね、経緯ということで参考で記載させていただいておりますけれども、少なくとも昭和30年代前半からこの委員会指示で両者の操業調整を図ってきておりまして、毎年ですね、委員会指示の更新をしてきているというものになります。
(3)のところにあります通り、漁業権に基づく底びき2,3種、なまこぎ、なまこ桁とかそういったものですが、そちらについては地元の漁業権管理委員会の方で調整をされるということになっておりますので、委員会指示の内容から小底の禁止区域内における操業

調整区域は削除されているということになります。

で、下の３番の方にはですね、近年の主な変更事項ということで、こちらも参考に記載させていただいておりますけれども、詳しくは説明しませんが、漁業権管理委員会、各地区からですね、変更の要望があれば委員会指示の内容を変更してきているということになります。

今回は変更要望がなかったということです。続いて、２ページをご覧ください。

委員会指示の案でございます。漁業法第１２０条第１項の規定に基づき、いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業との操業調整について、次の通り指示すると。

１番 指示する内容、いか巣網漁業の操業海域及び操業期間を次に掲げる海域及び期間に制限し、当該海域及び期間内においては、小型機船底びき網漁業（漁業権に基づくもの及び自家用つりじ料を採捕するものを除く）の操業を禁止する。

（１）にですね、海域ということで、①から⑰までですね、１７の海域指定をしております。

６ページの方に（２）期間ということで、１７のそれぞれの海域について、いか巣網が操業できる期間、小型機船底びき網が操業できない期間を規定しております。

６ページの下（３）ですけれども、漁具の標識ということで、いか巣網を操業する場合は標識をつけなければいけないという規定です。

次の７ページ、２番の適用する海域ですけれども、山口県瀬戸内海海域のうち別表に規定する区域を除く海域としています。

別表に規定する区域というのは小型機船底びき網の禁止区域ですね。

それを除いた海域は適用海域ということになります。

３番の指示の有効期間は令和７年３月１日から１年間ということにしております。

資料１１ページからはですね、参考図ということで、今の１７の海域と期間について図面に落とし込んでおります。

１５ページからはですね、各区域の緯度、経度を参考として添付させていただいております。

以上で説明を終わります。この委員会指示の更新についてご審議いただければと思います。

森友会長

説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問等なし。-----

森友会長

ご意見等がなければ、原案どおり委員会指示を更新することとして

よろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第1号議案は原案どおり委員会指示を更新することとします。

それでは第2号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 はい、事務局書記の中元です。お手元の資料の32ページをお開きください。

第2号議案について、令和7年2月7日付で山口県知事から当海区会長宛てに諮問がなされています。

説明は水産振興課からお願いします。

大谷技師 水産振興課の大谷です。座って説明させていただきます。

資料33ページをお開きください。

新規の許可をするときは、制限措置や申請期間を定めて公示しなければならないとされています。

本日は、例年お諮りさせていただいております県外許可7件についてご審議いただきたいと思います。

まず、制限措置として整理番号1番についてご説明いたします。

小型機船底びき網手繰第2種えびこぎ網、県外船ということとで、こちらは大分県から本県海域への入漁許可となります。

許可、また起業の認可をすべき船舶の数としては120、これは協定によって定められております。

船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は、斜線となっておりますが、国の告示で48キロワット以下、15馬力以下と定められております。

操業区域に関しましては、後程説明いたします。

漁業の時期としましては、4月1日から翌年3月31日までとしております。

漁業を営む者の資格として、大分県において小型機船底びき網手繰第2種漁業の許可を有するものであって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定により締結された山口県と大分県の間の入漁協定に基づいて入漁する者とされております。

次に、整理番号2番、小型機船底びき網手繰第2種えびこぎ網、県外船、こちらは愛媛県からの入漁になります。

許可または起業の認可をすべき船舶の数としては66。

これは、先に開催された山口愛媛連調委において決定されております。

船舶の総トン数としては5トン未満、推進機関の馬力数は斜線となっておりますが、これも国の告示で48キロワット以下、15馬力以下と定められております。

操業区域を飛ばしまして、漁業の時期としましては4月1日から翌年3月31日までとなっております。

漁業を営む者の資格として、愛媛県において小型機船底びき網手繰第2種漁業の許可を有する者としております。

次に、整理番号3番、きす流刺し網、県外船、こちらも愛媛県からの入漁になります。

許可または起業の認可をすべき船舶の数は3、船舶の総トン数5トン未満、推進機関の馬力数は定めなし。

漁業の時期は、4月1日から11月30日までとしています。

漁業を営む者の資格として、愛媛県において同様の漁業種類の許可を有する者としております。

次に、整理番号4番、たい、はも、あなご、ふぐはえ縄、県外船、こちらも愛媛県からの入漁になります。

許可又は起業の認可をすべき船舶の数は12、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、漁業の時期は4月1日から翌年3月31日まで、漁業を営む者の資格は、愛媛県において同様の漁業種類の許可を有する者としております。

こちらは船舶の総トン数なんですけど、前年度5トン以上の船舶で許可を受けている者については、前年度の許可証に記載してある総トン数以下で許可しております。

次に、34ページをお開きください。整理番号5番、いか巣網、県外船、こちらは福岡県柄杓田からの入漁になります。

許可又は起業の認可をすべき船舶の数、これは50としておりまして、厚狭地方共励会で決まったものになっております。

船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、漁業の時期は3月20日から5月31日までとしております。

漁業を営む者の資格として、福岡県において同様の漁業種類の者、かつ、福岡県北九州市門司区大字柄杓田に漁業根拠地を有するものであって、山口県関係漁業権者の同意を得た者としています。

次に、整理番号6番。いか巣網。こちらは柄杓田以外からの入漁になります。

許可または起業の認可をすべき船舶の数は50、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなし。

漁業の時期は、3月25日から5月31日まで、漁業を営む者の資格として、福岡県において同様の漁業種類を営むものであって、山口

県関係漁業権者の同意を得た者としています。

次に、整理番号7番、小型機船底びき網手繰第2種えびこぎ網漁業、県外船、こちらは福岡県からの入漁になります。

許可または起業の認可すべき船舶の数は上限なし。

こちらは両県で協定を結んでおり、それに基づいて決定されております。

船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は、国の告示で48キロワット以下、15馬力以下と定められております。

漁業の時期は6月1日から翌年2月末日までとしております。

漁業を営む者の資格として、福岡県において小型機船底びき網手繰第2種漁業の許可を有するものであって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定により締結された山口県と福岡県の間の入漁協定に基づいて入漁する者としております。

続きまして、35ページをお開きください。許可又は起業認可を申請すべき期間として、整理番号1番から6番に関わるものについては、令和7年2月18日から令和7年3月3日までの14日間としております。

整理番号7番に関わるものにつきましては、令和7年4月1日から令和7年4月30日までの1ヶ月としております。

許可の有効期間ですが、整理番号1番から7番の漁業については、漁業の時期に合わせた形で有効期間を設定しております。

次に、36ページを開きください。こちらからは、別記ということで、操業区域を文章で記載しております。

次に、42ページを開きください。このページ以降からは、操業区域の参考図を載せております。

次に、45ページをお開きください。

45ページからは、それぞれの許可の条件を載せております。

後程ご覧いただければと思います。説明は以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

森友会長

説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問等なし。-----

森友会長

ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長

異議なしと認めます。第2号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

それでは第3号議案「さわら、たい、まながつお流刺し網漁業の操業制限について」事務局から説明をお願いします。

枝廣書記

はい、事務局の枝廣です。資料の51ページをご覧ください。

まず、概要ですけれども、さわら、たい、まながつお流刺し網漁業の漁具制限ですね、これを行う新たな委員会指示の発出について本日も審議いただきたいというものになります。

経緯でございますけれども、このさわら、たい、まながつお流刺し網漁業では、みんなが網を長くして漁場が狭くなってしまうということを防ぐために、この許可の条件で、浮子方総延長を1,800メートル以下に制限をしております。

これは瀬戸内海全域同じ取扱いです。で、一方で、岩柳玖珂大島地区では、大島郡の北部海域につきまして、島嶼部が多くて漁場が狭隘化しやすいという特性を踏まえまして、許可の条件の1,800メートルよりも厳しい1,000メートル以下で昭和50年代から自主的に規制をされております。

こうした中で、大島郡北部海域で安心して操業するためには、この広く関係者で定着している自主規制を公的規制へ格上げする必要があるという声が漁業者の方から上がりまして、共第137号共同漁業権管理委員会から当委員会宛に、委員会指示による規制強化を求める要望書が昨年10月に提出をされたところです。

この要望書の取扱いにつきまして、昨年11月開催の当委員会の方で協議をしていただいておりますけれども、新たに委員会指示を発出することにつきまして、関係する共励会の意見を確認しようということになったところです。

3番にその関係共励会の確認結果を載せてございますけれども、いずれの地区もですね、委員会指示の発出について異論なしという意見でございました。

次の52ページをご覧ください。いずれの地区も異論なしということでございましたので、事務局としましては、昨年11月にお示ししておりますものと同じ内容の委員会指示を52ページの方にお示しさせていただきます。

読み上げたいと思います。

漁業法第120条第1項の規定に基づき、次の通り指示する。

1 指示する内容 さわら、たい、まながつお流刺し網漁業について、大島郡北部海域（柳井市神代瀬戸山鼻東端と大島郡周防大島町大字西三蒲明神鼻突端とを結んだ線、同町大字伊保田瀬戸ヶ鼻北端、同町諸島北西端、愛媛県松山市津和地島苅藻鼻南端を順次結んだ線及び最大

高潮時海岸線によって区切られた山口県内海)では、使用する漁具のうち海中に投入している漁具の浮子方総延長は1,000メートル以下でなければならない。

2 指示の有効期間 令和7年3月1日から令和8年2月末日までということでございます。

次の53ページは、昨年提出されました要望書を参考として載せてございます。

54ページの方には、今回の委員会指示が適用される海域ですね、図面が載っております。

55ページからはですね、参考としまして、このさわら、たい、まながつお流刺し網業の許可の内容等ということで、(1)には許可の制限措置、(2)は許可の条件で、57ページには操業参考図、58ページには現在の許可隻数を参考として載せております。

説明は以上になります。この委員会指示ですね、新たに発出することについてご審議をいただければと思います。

森友会長 説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんか。

梅田副会長 前回の委員会で、このさわら流しの1,000メートル、これについて、ちょっとこう、納得されてない方が多いっちゃう話でしたけど、そういう方達にもう1回意見聞いてみようやというか、説明してみようっていうようなことになったと思ったんだけど、その辺はなんか共励会だけ開いて終わっているんですかね。

共第137号で一応異論なしって書いているけど、前回の委員会で、当時、今の1,000メートルを誰が決めたのか、私等は守りませんという方がおられるという話だったから、その方達に再度、説明してみたらどうかっちゃう話だったと思うよね。

そういう機会が持たれたのかなという、ちょっとそういうことを聞きたいですねよ。

河野委員 それは、はいはいで終わりです。もう皆分かっています。

いちいち聞かんでもいいです。

いや、これを守っているところは誰も文句は言いません。意見を聞かんでも良いです。

うちの漁師に聞いても分っているからいいと言います。

わざわざ集めても同じことです。

梅田副会長 だけど、大多数の方はいいんだけど、あの時は東和の方でしたか、2,3名の方が何か-----。

- 小田委員 前回の委員会で137号から上がってきて、こういう協議をして、
こういう経緯で3月から発出されるようになったんで、必ず守ってく
ださいよという文章を流したんですよ。
で、さらにまた、今年になってから、もしそういう話が届いてない
といけないということで、再度もう1回文書を流して、そういう人達
にもこの流れっていうのは全部伝わるようにはしてます。
- 梅田副会長 直接会って話したことではないわけね。
- 小田委員 以前にも呼んで直接話をしてるんですよ。過去からこういうことにな
ってるから、これ守ってくださいねっていう話はしている。
さらに委員会で、その前の会議とかも、漁師同士の話もあったんで
すけどね。
で、それで決着がつかないからということで137号に上がって、
で、この会議、委員会に上がってという経緯を説明した文書を流した。
- 梅田副会長 問題なく守られるやろうっちゅう話やね。
- 小田委員 いや、守ってもらうためにお願いしているところなんですけど。
- 森友会長 いいですか。
小田さんちょっと聞いてみるんだけれども、良く努力してもらって
いるのは出先の水産事務所から聞いて分かりますが、この関係各位で
小田さんの名前出していますね。
18日は各共励会に聞いてみようということで終わっています。
決まったわけじゃない。
- 小田委員 見込みということで書いています。
- 森友会長 協議の結果、委員会指示が出されることと記載されています。
これちょっと、意味合いが少し違います。
- 小田委員 出される予定と入れとかなければいけなかったですね。
- 森友会長 18日の時点では、確か決まっていなかったと思います。
各共励会に諮っていないところがあるので、2月に再度協議するこ
とになっていました。
違いますか。
- 枝廣書記 会長がおっしゃるとおりです。

森友会長 いろいろ努力してもらってあれだけれど-----。
皆さん他にございませんか。

梅田副会長 ちょっと関連でいいですか。
委員会指示は、漁協だけに通知して指導してくださいよという通知
の仕方になるのでしょうか。

枝廣書記 はい、通知ですけれども、委員会指示を更新するというものが多い
ので、そういう場合は漁協の方に通知をして、その後組合員の皆さん
にという流れで通知させていただいておりますけれども、今回は新し
い委員会指示ということと、期限がですね、もう来月からということ
ですので、直接ですね、委員会から許可を持たれている方全員に周知
文を発送させていただく予定としております。

梅田副会長 分かりました。いや、ぜひそうした方がいいんじゃないかなと思い、
意見を言おうと思ったけど、そうされるわけね。
了解しました。それともう 1 つ、こうした新規の委員会指示は最近
あんまりないんだけど、こういうその委員会指示もそうだし、色々規
制なんかも最初が肝心なわけね。
要するに、指示は出ましたよ。なんや現場に誰も来んわって。
誰もというのは取締船という意味よ。そういうような、守られてる
か守られてないか誰もチェックしに来ない。
こういうことがずっと繋がっていくと、もうないがしろのような、
委員会指示になってしまう可能性が高いわけね。
だから、できりゃ、3月1日からまだ、さわらは始まってないかも
分らんけどさ、漁期にはね、たまには現場指導をしてこの委員会指示
の周知を関係者に図っていくっていうかね、ちょっとそういう努力を
してもらえんかなっっちゃう、ちょっと希望ですけどね。

枝廣書記 はい、よろしいでしょうか。事務局としましても県としましても、
取締船ですね、持っておりますんで、それで現場確認はさせていただ
こうと思っていますし、関係する漁協さんなり調整委員の皆さんもで
すね、関係者に対する周知と言いますか、こちらの方はですね、ご協
力をいただきたいという風に思っております。

梅田副会長 はい、分かりました。お願いします。

森友会長 他にございませんか。
なければ、原案の通り、新たに委員会指示を発出することとしてよ

ろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長

どうもありがとうございます。

異議なしと認めます。第3号議案は、原案の通り委員会指示を発出することとします。

それでは、第4号議案「大島水道における小型機船底びき網手繰第2種餌びき網漁業許可の条件及び有効期間について」事務局から説明をお願いします。

中元書記

事務局書記の中元です。お手元の資料の59ページを開きください。

第4号議案について、令和7年1月30日付けで山口県知事から当海区会長宛に協議がなされています。

水産振興課から説明をお願いします。

枝廣主査

はい、すいません。事務局の席に座ってますけども、水産振興課の立場でご説明をさせていただきます。

資料の60ページをお開きください。

経緯についてご説明いたします。大島水道というのがその下の図面にあります柳井市と周防大島町の間の海域になりますけれども、こちらの大島水道の周辺地区では一本釣りや遊漁船業が主幹産業として営まれておりまして、これらに使用される餌えび、赤えび等の小型えび類ですけれども、この餌えびの供給を目的とするものに限り底びきの操業を許可しているところです。

ただ、近年、海洋環境の変化等によりまして餌えびの確保が困難となっており、特に夏場から秋口頃の供給量不足が顕著であるということから、許可の条件の緩和、下の図面で言います海域②ですね、①の方は周年操業可能なんですけれども、海域②については4月20日から12月6日が禁止期間となっていたということで、こちらの禁止期間を撤廃してほしいという要望が3年前、令和4年2月に大畠漁協の方から知事宛に要望書が提出されたということです。

その3年前のですね、当委員会におきましてこの要望書の取り扱いを審議していただいておりますけれども、その時に、県の方からですね、大畠漁協からの要望通り許可の条件を緩和するという改正案を提示させていただくとともに、今回の条件の緩和は、本格運用ではなく、許可の有効期間を通常5年間よりも短い3年間、令和4年4月21日から令和7年の4月20日までということで短い3年間として、この3年の間で試験的に漁獲状況をモニタリングして条件緩和の有効性を検討しますという旨を県の方から説明をいたしまして、委員会では、

原案通りですね、承認をされたという経緯があります。海域②の禁止期間について撤廃をされたという経緯がございます。

今回ですね、概ね3年が経過いたしておりますが、その間に県の方でモニタリングを行っております。

その結果を次の61ページに載せてございます。

上の方のグラフが単位時間あたりの餌えびの漁獲量ということで、1時間あたりに何キロ獲れたかということですが、グラフの左側の濃い方の棒ですね、それが条件を緩和する前のもので、右側の薄い方が条件緩和した後の3年間の平均値を月ごとに比較したものになっております。

禁止期間が4月20日から12月6日だったということで、大体ですね、5月から11月のそのデータが重要だということで、四角に太線で囲わせていただいているところです。

その5月から11月のデータを見てみますと、いずれもですね、規制緩和後の方、右側の方が漁獲量が多くなっている。

単位時間あたりですね、効率よく獲れるようになっているという結果が出ております。

下の方のグラフですが、こちらも単位時間あたりの餌えびの漁獲量なんですけれども、こちらはですね、緩和後の令和4年から令和6年の平均値について、海域の①と②を比較したものになってます。

濃い方が海域の①、薄い方が海域の②ということです。

海域②の方ですね、漁獲量が多いということで、餌えびの密度が濃いという結果となっております。

次の62ページをご覧ください。上の方のグラフが需要量と供給量ということで、こちらは条件緩和後の3年間の平均を示しておりますけれども、左側の濃い方が需要量で、右側がですね、供給量ということで、海域①、②を足し合わせたものになりますけれども、総じてですね、供給がちょっと不足しているというような状態になっております。

色々要因はあろうかと思いますが、下の方のグラフにあります通り、昔と比べてですね、時化が多くなっているということで、餌びき網のですね、操業日数がだいぶ少なくなっているということが供給不足の一因となっているのかなという風に考えられます。

資料の63ページですが、3番の条件緩和の有効性ということで、先ほどご説明しました通り、単位時間あたりの漁獲量につきましては、条件緩和の前後で比較しますと条件緩和後の方が多いと。

で、条件緩和後の海域①と②で比較しますと、海域②の方が単位あたりの漁獲量が多いということです。この3年前に行った条件緩和によって、漁業者は効率的に餌えびを漁獲できたものと考えられます。

また、この条件緩和による他種漁業との操業トラブルは生じておりません。

ということで、今後の対応案ですけれども、この海域②の禁止期間を撤廃するという条件緩和につきまして、これまで試験的な運用ということでしたけれども、今後は本格運用としたいと考えております。

許可の有効期間につきましては、これまで3年間でやってたんですけれども、次回の許可更新、これが2か月後に迫っておりますけれども、その時から通常通り5年間ということで許可をしたいと考えております。

次の64ページからはですね、参考としまして、許可の内容等と3年前に提出された要望書の方を添付しております。

説明は以上になります。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

森友会長 説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんか。

河野委員 揉め事ってないんだろ。いやいや、これ、許可の有効期間を伸ばして他の漁業と揉めるっちゃうことはないんでしょう。

枝廣主査 全くございません。

河野委員 それが一番問題ですから。揉めないのであればいいんじゃないですか。

森友会長 他にございませんか。

ちょっといいですか。65ページの許可の条件の(2)ですが、4月20日から7月31日まで、午後1時から翌正午までの間、8月1日から12月6日までの間、午前0時から正午までの操業時間制限について、これはちゃんと条件の中に入るのでしょうか。

枝廣主査 これまでも入っておりますし、今後も引き続き入ります。

森友会長 これで調整が着いたんですよ。昔。これ、ちゃんと入れてくれんと。

枝廣主査 そこは、間違いなく入れるようにしたいと思います。

森友会長 はい。そこは間違いなく入るようにお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。他にございませんか。

他に意見がなければ、第4号議案は原案通り適当である旨を回答することとしてよろしいでしょうか。

森友会長 異議なしと認めます。第４号議案は適当である旨回答することとします。

本日の議案は以上となります。続いて、報告事項に移ります。

報告事項ア 令和６年度山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会の結果について、事務局より説明をお願いします。

枝廣書記 引き続き、枝廣から説明させていただきます。資料の６８ページをご覧ください。

山口愛媛連調委の結果でございますけど、今月６日にですね、柳井市の方で開催をしております。

元々はですね、愛媛県がこちらに、柳井市の方に来る予定だったんですけれども、ちょうどですね、大雪が降った時ということで、急遽ウェブでの開催に変更しております。

出席者は、委員１２名中９名にご出席いただいております、当海区からは、森友会長、梅田副会長、内藤委員、田中委員、市川委員にご出席いただいております。

（４）の議題及び審議結果ですけれども、第１号議案、令和７年度における各種漁業の入漁調整についてということで、例年通りの議題となっておりますが、こちらは原案通り相互入漁が承認されております。

隻数は右の方のページの表にある通りでございます。

それと、令和５年度に松山魚市が流通適正化法に基づく漁獲番号等の情報伝達が適正にされていなかったということがございましたけれども、この件について愛媛県行政から、同社、松山魚市からの改善報告書の提出を受けて確認、検査をしたところ、改善策が適切に遂行されていることを確認したと、問題がなかったというような報告がございました。

また、愛媛県籍船の潜水器密漁に関しまして、愛媛県行政から、令和６年度も例年同様の取締体制を展開したという報告がございました。

また、本県委員からは、依然として複数の潜水器密漁船が本県海域に侵入しているということ、それと、密漁船の出港日数が令和４年度よりも令和５年度の方が増えており、納得のいく取締活動になっていないということなどを指摘しまして、違反撲滅に向けて努力するよう要請をしております。

その他ですけれども、本県のふぐはえ縄と愛媛の底びきの操業調整についてということで、本県の方からですね、愛媛県の方に要請しております１２月の土曜日の底びきの操業自粛ですね、右のページの

図面に太線が引いてありますけれども、その海域について、12月の土曜日、愛媛の底びきは夜明けから昼過ぎまで操業自粛するということですね、本県からの要請で決まっておりますけれども、これについて今後も継続するようにと要請をいたしております。

また、今は12月の土曜日だけとなっておりますけれども、それをもう少し広げてほしいというような話もしておりますけれども、愛媛の方からは時期尚早という回答にとどまっております。

連調委への報告は以上なんですけれども、次の70ページをご覧ください。

連調委が、2月6日に開催されたところですが、その4日後ですね、2月10日に松山海保がご覧のようなものを公表しております。

潜水器密漁グループの逮捕、送致についてということで、松山海上保安部が本県水産振興課と連携をしまして、令和6年の12月8日から翌9日にかけて、山口県海域、笠戸島のところですが、そこにおいて無許可で潜水器漁業を行ったということで、愛媛の密漁船1隻5名について今年の1月に逮捕したと。

松山地方検察庁の方へ身柄つきで送致をしたということになっております。

1番のところにあります通り、検挙されたのは愛媛県の漁船登録がついている建丸という6.6トンの船になっております。

71ページの方の3番のところにありますけれども、下松の笠戸島沿岸のところで、この船と潜水器具を使用して特定水産動植物であるなまこ等を採捕したということですね。

4番にあります通り、潜水器の無許可操業ですとか、特定水産動植物の採捕の禁止違反ですね、あとは漁業権侵害、これらに該当するというようなことでございます。

この検挙された件につきましては、今回、愛媛の山口、愛媛の連調委で話ができておりませんので、また来年のですね、連調委の時には話をしていく必要があるだろうと考えております。

報告は以上です。

森友会長 はい。ただいま説明がありましたけど、質問等ございませんか。

梅田副会長 この愛媛の潜水器も久しぶりにね、捕まえたんだろうと思うんだけど、これって、今ここに書いてるように特定水産動物の採捕ということで、なまこを採捕しているということだね。

確定してるわね。そうすると、どう、これ最高刑3千万やろ。

これを例えば山口県として、彼らに最高の3千万の罰金をとるようにな、松山検察庁に要望書が出したらどうですか。

相当いじめられてるのにさ、せっかく捕まえたって、松山の検察庁は、ようわからんけど、2回、3回ぐらいやったら、つい罰金100万って感じで考えられると思うんやけど。

要望したからって、それが認められるかどうかわかりませんが、少なくとも山口県としては、なんかそういう罰金をね、3千万円でもやるようにしてくれないかと要望出してもおかしくないんじゃない。

どうやろ。ちょっとそういう気がしてならんわけねえ。

向井事務局長 県がどこまでやるかっていうところがあると思うんですけども、この2名、被疑者のうち、中島 建二と中島 一彰については公判請求ということで、今後、裁判でその辺の決定がされると思いますね。

裁判の中の罪状認否云々の中で、その辺の罰条について強く要望するっていう発言はですね、担当検事の方からあると思います。

梅田副会長 うん。山口県としては高い罰金を科して欲しいということはやらないということですね、漁業界がやればよいということ。

向井事務局長 今回、漁業権侵害もありますので、漁協の方から漁業権侵害の告訴という形で動いているということですので、漁協の方からもですね、その辺は強く要望されるんであろうという具合に考えております。

森友会長 これ、ほんとになまこの現物を押さえているのかどうか。

向井事務局長 それがちょっと捜査の段階なので、どこまで押さえてるかっていうのは分からないんですが、プレスの中ではですね、一応、漁業法132条違反ということですね、海保の方は押さえているという具合に考えております。

森友会長 現行犯で物を押さえればいいけどね。

河野委員 沖で現行犯で捕まえたのではないと思います。

森友会長 現行犯ではないと思います。

向井事務局長 潜っているという事実は確認されています。

河野委員 現物を押さえないとだめでしょう。

森友会長 今から裁判でどうなるかです。
ある程度の証拠がなかったら、こんだけ-----

下松ではありません。

向井事務局長　　今はその疑いがあるということでのプレスなんですね、それを今からその取り調べ等によってですね、どこまでこう認めさせるかっていうところにかかっています。

河野委員　　かなり罰金を取られるので、なまじっかのことは言いません。

森友会長　　次から次へ拘留を伸ばせばいい。

河野委員　　これ見せしめじゃないけど、これで適当にしといたら一生直りはしません。
50年以上、密漁が継続しています。

森友会長　　私が知っているのは、40年以上になります。

河野委員　　私は20代の頃行ったことがあります。

梅田副会長　　行かれてましたね、入漁で。

河野委員　　密漁している者と喧嘩をしたことがあります。
追っかけまわして、腹が立つから。りょうせいがよう捕まえんだったんじゃけどね。

向井事務局長　　おそらく来月ぐらいから公判が始まると思いますので、その結果はまたお知らせしたいと思います。

森友会長　　よろしいでしょうか。はい。以上を持ちまして本日の議題は全て終了しましたが、他に何かございませんか。
それでは、以上で本日の委員会を閉会させていただきます。
どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。

(13:48 終了)

上記のとおり令和6年度第6回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和7年　　月　　日

議　　長

議事録署名人

議事録署名人